

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

- 公共測量の実施（九件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…二
- 建築基準法による一定の一団地の区域……………（同）…三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（六件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…九
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………（産業労働局農林水産部森林課）…二
- 東京都懸垂電車運輸営業の一時休止……………二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…二
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………（東京都収用委員会）…三

## 告示

### ●東京都告示第千八百五十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局相武国道事務所
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量及び道路台帳補正測量）
- 三 測量の区域 八王子市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月一日から平成二十九年二月二十日まで

### ●東京都告示第千八百五十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第四建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 豊島区要町三丁目、板橋区向原一丁目、大谷口一丁目、大谷口二丁目、大谷口上

町及び大山西町各地内

四 測量の期間 平成二十八年九月二十六日から平成二十九年三月十三日まで

### ●東京都告示第千八百六十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量）
- 三 測量の区域 千代田区神田駿河台一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年三月一日から平成二十九年三月三十一日まで

### ●東京都告示第千八百六十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量（都市再生地籍調査）
- 三 測量の区域 練馬区石神井町五丁目、下石神井三丁目及び下石神井六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月二十日から平成二十九年

四番、二百八十五番一、二百八十六番一、二百八十七番一、二百八十八番一、二百八十九番二、二百九十番二、三百一十一番一、三百一十二番一、三百一十三番一、三百一十九番まで、三百二十番一、三百二十一番及び三百二十二番

●東京都告示第千八百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区白金台四丁目三十九番一、同番 平成二十八年十一月十八日  
 二、二百六十三番六、二百八十一番、月十八日  
 二百八十二番一、同番三、二百八十三番、二百八十四番、二百八十五番一、二百八十六番一、二百八十七番一、二百八十八番一、二百八十九番一、二百九十番二、三百一十一番一、三百一十二番一、三百一十三番から三百一十九番まで、三百二十番一、三百二十一番及び三百二十二番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎二十四階中央）

●東京都告示第千八百六十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十八日

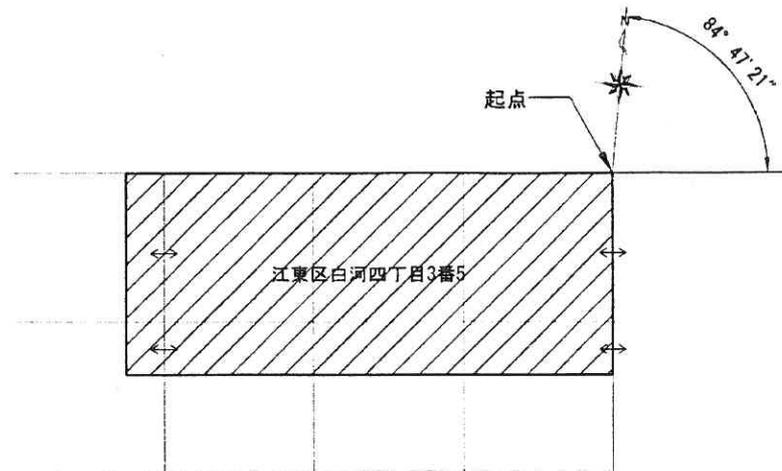
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区白河四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡 例

▨ 形質変更時要届出区域

----- 単位区画

— 敷地境界・葦境界

【起点】

起点は、江東区白河四丁目3番5の最北端とする。

【格子の回転角度(84度47分21秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百七十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区立花六  
 丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準  
 に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその  
 化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化  
 合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
 害物質の種類 鉛及びその化合物